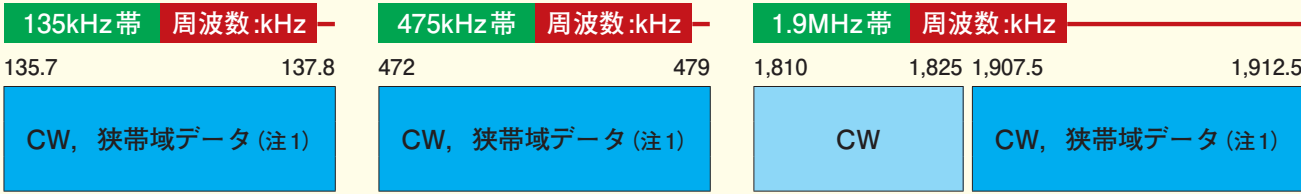


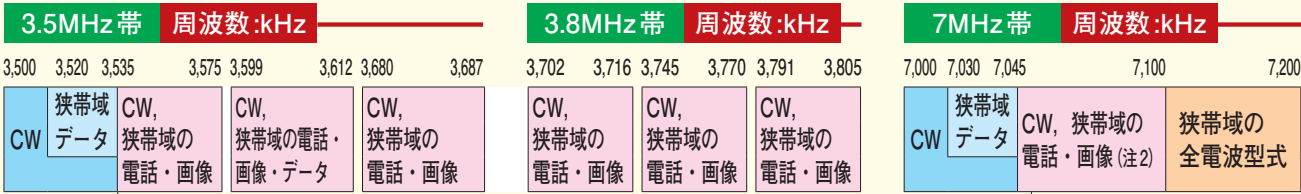
アマチュアバンドプラン

平成27年1月5日施行

【狭帯域：占有周波数帯幅が3kHz以下 (A3Eを除く)、広帯域：占有周波数帯幅3kHzを超える】



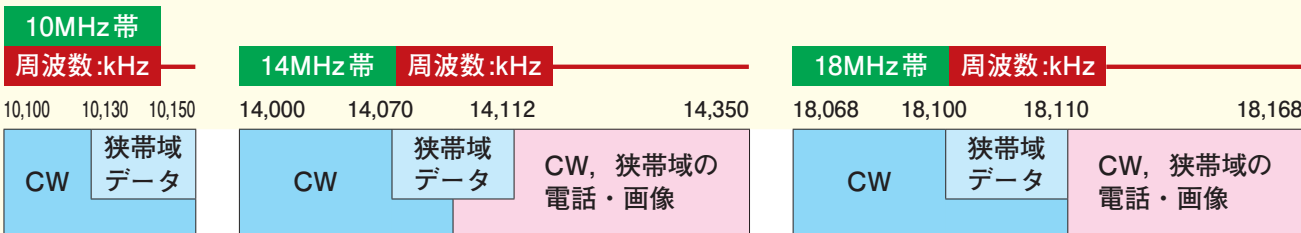
注1：占有周波数帯幅は200Hz以下のものに限る。



3,535kHz 非常通信周波数

7,050kHz 非常通信周波数

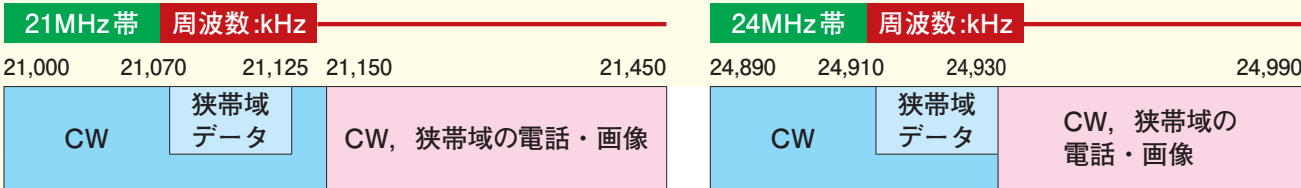
注1：3,535kHzから3,575kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。
注2：7,045kHzから7,100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。



14,100kHz ビーコン (注1) 14,300kHz 非常通信周波数

18,160kHz 非常通信周波数

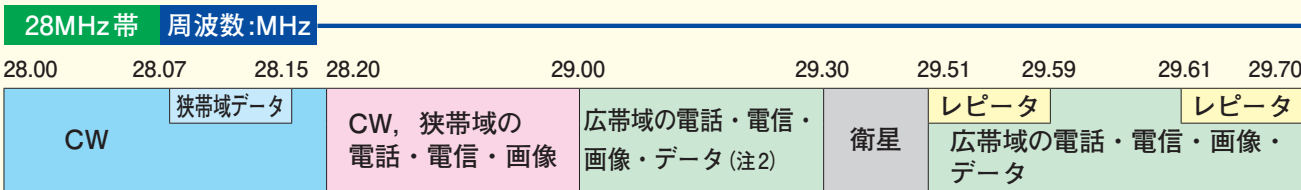
注1：14,100kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
注2：14,112kHzから14,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。
注3：18,110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
注4：18,090kHzから18,100kHz及び18,110から18,120kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。



ビーコン (注1)

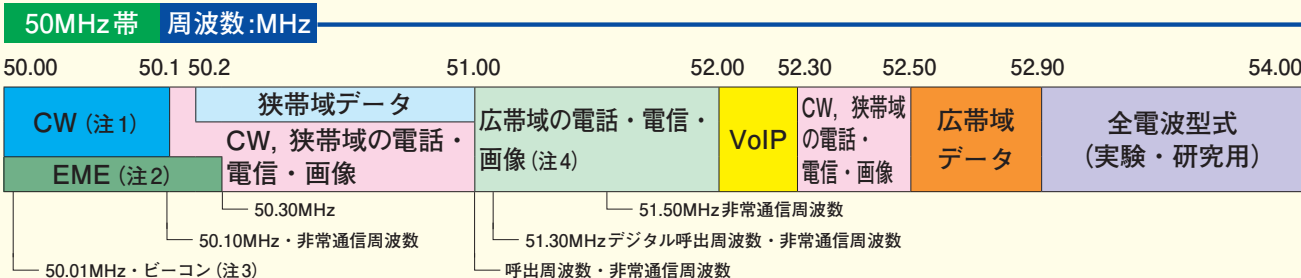
ビーコン (注3)

注1：21,150kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
注2：21,125kHzから21,150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。
注3：24,930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
注4：24,930kHzから24,940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。



ビーコン (注1), 非常通信周波数

注1：28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
注2：29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信にも使用することができる。
注3：28.150MHzから28,200MHzまでの周波数までは、外国のアマチュア局とのデータ通信にも使用することができる。

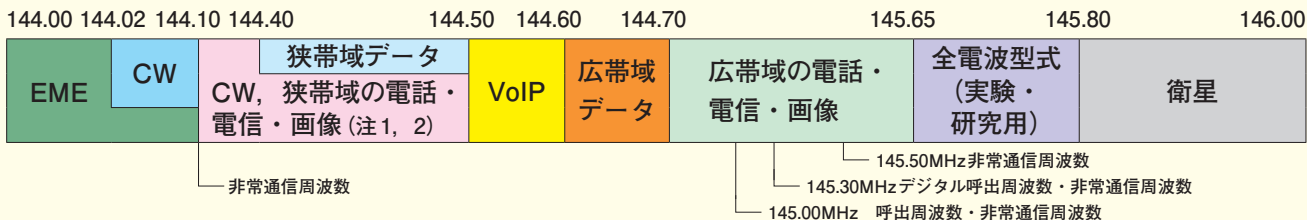


50.30MHz
50.10MHz 非常通信周波数
50.01MHz ビーコン (注3)

51.50MHz 非常通信周波数
51.30MHz デジタル呼出周波数 非常通信周波数
呼出周波数 非常通信周波数

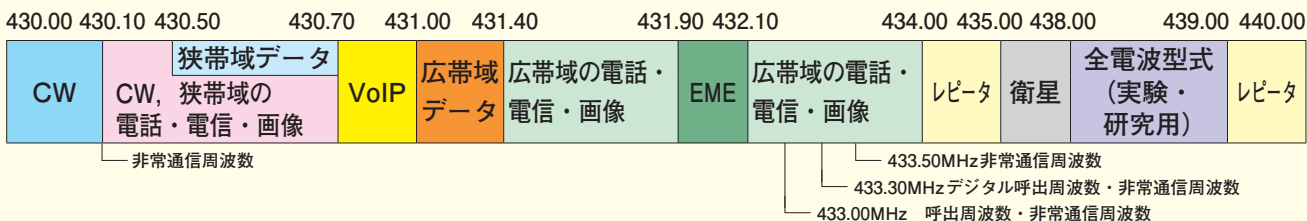
注1 50.00MHzから50.10MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信にも使用することができる。
注2 50.00MHzから50.20MHzまでの周波数で月面反射通信(EME)を行う場合に限り占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ通信にも使用できる。
注3 50.01MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
注4 51MHzから51.5MHzまでの周波数で外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数3kHz以下の電話・電信・画像・データ及びCWによる通信にも使用することができる。

144MHz帯 周波数:MHz

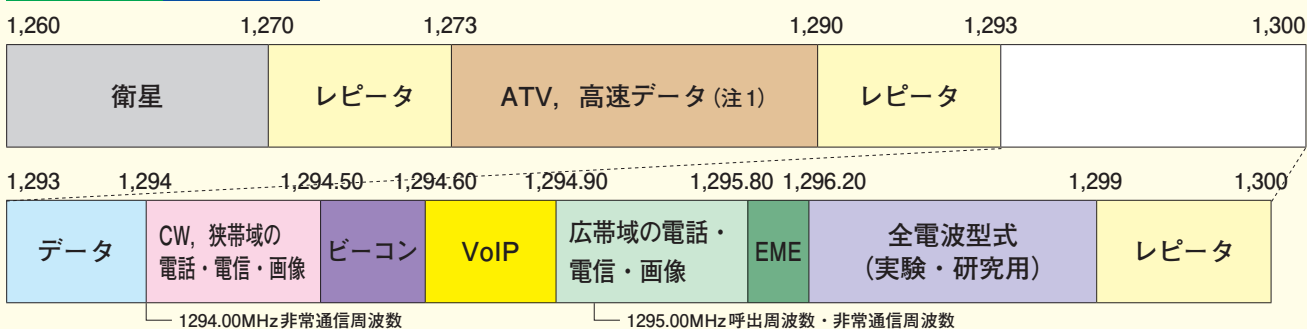


注1: 144.10MHzから144.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局と月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は3kHz以下のものに限る。
注2: 144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信および画像通信にも使用することができる。

430MHz帯 周波数:MHz

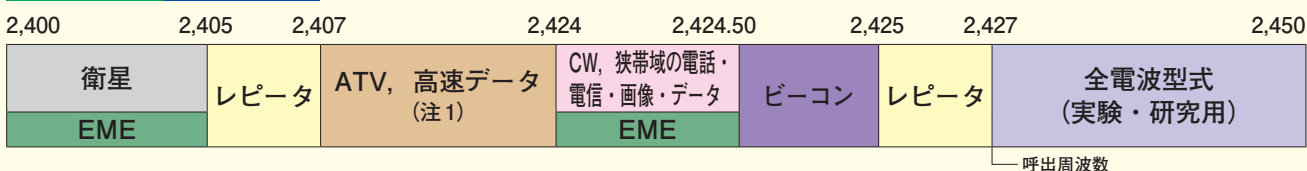


1200MHz帯 周波数:MHz



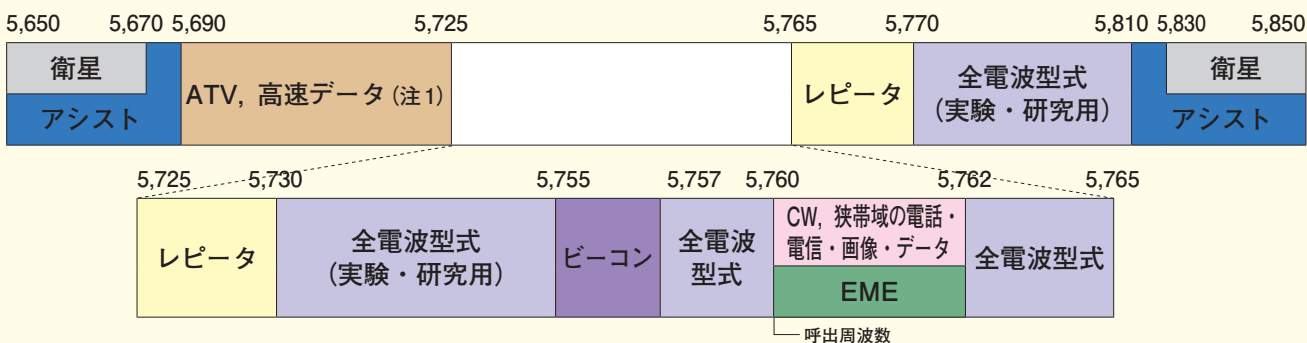
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

2400MHz帯 周波数:MHz



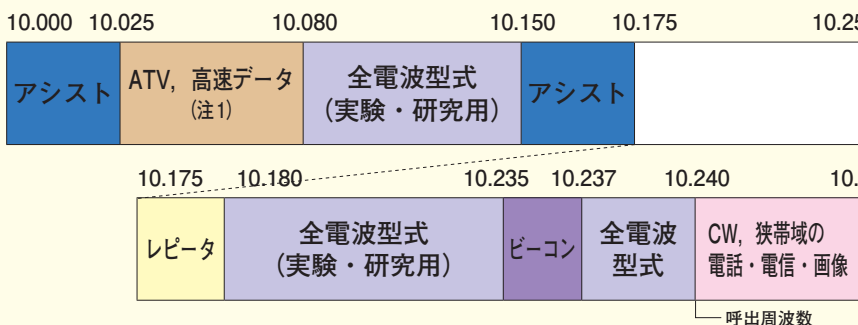
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

5600MHz帯 周波数:MHz



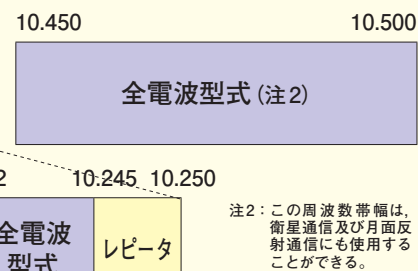
注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

10.1GHz帯 周波数:GHz



注1: 「高速データ」は、占有周波数帯幅が9MHz以上のものに限る。

10.4GHz帯 周波数:GHz



注2: この周波数帯幅は、衛星通信及び月面反射通信にも使用することができる。